

日本外科学会教育委員会内規

(名称)

第1条 この委員会は、日本外科学会教育委員会（以下「委員会」という。

(適用)

第2条 委員会は、社団法人日本外科学会（以下「本会」）委員会規則（定款施行細則第4号）に定められたことのほかは、この内規によって運営する。

(目的)

第3条 委員会は、本会の教育及び市民講座に関する業務を所管し、外科学の進歩及び普及並びに外科学に関する知識を普及することによって、国民の福祉に貢献することを目的とする。

(業務)

第4条 委員会は、前条の目的を達成するため、理事会の諮問に応じ、次の業務を行う。

- (1) 卒後教育セミナーの計画及び運営
- (2) 生涯教育セミナーの計画及び運営
- (3) フィルムライブラリーの計画及びその代行業務の管理
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な業務

(構成等)

第5条 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、委員会の業務を統括する。
- 3 委員長は、委員の中から、指名によって副委員長を委嘱することができる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 5 委員は、委員長とともに委員会を組織し、委員会の業務を執行する。

(招集等)

第6条 委員会は、会議の目的とする事項を示して、委員長が招集する。

- 2 委員会の議長は、委員長とする。

(定足数等)

第7条 委員会は、委員会構成員現在数の過半数が出席しなければ開会することができない。ただし、当該議事について文書をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

- 2 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 本会の役員は、委員会に出席して意見を述べることができる。

(内規の変更)

第8条 この内規は、本会定款委員会との協議及び委員会の議決を経、かつ、理事会の承認を受けて変更することができる。

附 則

- 1 この内規は、平成4年1月21日から施行する。
- 2 昭和54年6月8日から施行した社団法人日本外科学会教育委員会規則は、この内規の施行に伴い廃止する。
- 3 この内規は、平成16年11月19日から改正する。
- 4 この内規は、平成20年4月8日から改正する。

日本外科学会邦文誌編集委員会内規

(名称)

第1条 この委員会は、日本外科学会邦文誌編集委員会（以下「委員会」という。

(適用)

第2条 委員会は、社団法人日本外科学会（以下「本会」）委員会規則（定款施行細則第4号）に定められたことのほかは、この内規によって運営する。

(目的)

第3条 委員会は、本会の邦文による機関誌及び論文図書編集に関する業務を所管し、外科学の進歩及び発展に貢献することを目的とする。

(業務)

第4条 委員会は、前条の目的を達成するため、理事会の諮問に応じ、次の業務を行う。

- (1) 日本外科学会雑誌の編集
- (2) 前号に掲げる雑誌の掲載規定に関する業務
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な業務

(構成等)

第5条 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、委員会の業務を統括する。
- 3 委員長は、委員の中から、指名によって副委員長を委嘱することができる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 5 委員は、委員長とともに委員会を組織し、委員会の業務を執行する。

(編集幹事)

第6条 委員長は、委員会の議を経て、編集幹事を委嘱することができる。

- 2 委員長は、委員会の議を経て、編集幹事の中から、編集幹事長を委嘱することができる。
- 3 編集幹事は、委員長の指示のもとに、編集に関する業務を分掌する。

(招集等)

第7条 委員会は、会議の目的とする事項を示して、委員長が招集する。

- 2 委員会の議長は、委員長とする。

(定足数等)

第8条 委員会は、委員会構成員現在数の過半数が出席しなければ開会することができない。ただし、当該議事について文書をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

- 2 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 本会の役員及び編集幹事は、委員会に出席して意見を述べることができる。

(内規の変更)

第9条 この内規は、本会定款委員会との協議及び委員会の議決を経、かつ、理事会の承認を受けて変更することができる。

附 則

- 1 この内規は、平成4年1月21日から施行する。
- 2 この内規は、平成8年7月16日から改正する。

日本外科学会英文誌編集委員会内規

(名称)

第1条 この委員会は、日本外科学会英文誌編集委員会(以下「委員会」という。

(適用)

第2条 委員会は、社団法人日本外科学会(以下「本会」)委員会規則(定款施行細則第4号)に定められたことのほかは、この内規によって運営する。

(目的)

第3条 委員会は、本会の英文機関誌 Surgery Today 及び論文図書編集並びに研究助成に関する業務を所管し、外科学の進歩及び発展に貢献することを目的とする。

(業務)

第4条 委員会は、前条の目的を達成するため、理事会の諮問に応じ、次の業務を行う。

- (1) 本会の英文機関誌 Surgery Today の編集
- (2) 前号に掲げる雑誌の投稿規定に関する業務
- (3) 当該年度の研究助成の対象者の選考
- (4) 次年度の研究助成の方針の審議
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な業務

(構成等)

第5条 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、委員会の業務を統括する。
- 3 委員長は、委員の中から、指名によって副委員長を委嘱することができる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 5 委員は、委員長とともに委員会を組織し、委員会の業務を執行する。

(Associate Editor)

第6条 委員長は、委員会の議を経て、Associate Editor を委嘱することができる。

- 2 Associate Editor は、委員長の指示のもとに、編集に関する業務を分掌する。

(招集等)

第7条 委員会は、会議の目的とする事項を示して、委員長が招集する。

- 2 委員会の議長は、委員長とする。

(定足数等)

第8条 委員会は、委員会構成員現在数の過半数が出席しなければ開会することができない。ただし、当該議事について文書をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

- 2 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 本会の役員及び Associate Editor は、委員会に出席して意見を述べることができる。

(内規の変更)

第9条 この内規は、本会定款委員会との協議及び委員会の議決を経、かつ、理事会の承認を受けて変更することができる。

附 則

- 1 この内規は、平成4年1月21日から施行する。
- 2 この内規は、平成8年7月16日から改正する。
- 3 この内規は、平成16年11月19日から改正する。
- 4 この内規は、平成19年2月27日から改正する。

日本外科学会国際委員会内規

(名称)

第1条 この委員会は、日本外科学会国際委員会(以下「委員会」という。

(適用)

第2条 委員会は、社団法人日本外科学会(以下「本会」)委員会規則(定款施行細則第4号)に定められたことのほかは、この内規によって運営する。

(目的)

第3条 委員会は、国際学会及び国外学会との連携並びに国内学会との協力に関する業務を所管し、本会の国際交流に寄与することを目的とする。

(業務)

第4条 委員会は、前条の目的を達成するため、理事会の諮問に応じ、次の業務を行う。

- (1) 国際学会の主催又は後援若しくは協賛に関する業務
- (2) 国際学会又は国外学会との調整に関する業務
- (3) 国際学会及び国外学会並びに国内学会の情報の収集と広報に関する業務
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な業務

(構成等)

第5条 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、委員会の業務を統括する。
- 3 委員長は、委員の中から、指名によって副委員長を委嘱することができる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 5 委員は、委員長とともに委員会を組織し、委員会の業務を執行する。

(招集等)

第6条 委員会は、会議の目的とする事項を示して、委員長が招集する。

- 2 委員会の議長は、委員長とする。

(定足数等)

第7条 委員会は、委員会構成員現在数の過半数が出席しなければ開会することができない。ただし、当該議事について文書をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

- 2 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 本会の役員は、委員会に出席して意見を述べることができる。

(内規の変更)

第8条 この内規は、本会定款委員会との協議及び委員会の議決を経、かつ、理事会の承認を受けて変更することができる。

附 則

- 1 この内規は、平成4年1月21日から施行する。
- 2 昭和52年10月29日から施行した社団法人日本外科学会国際委員会規則は、この内規の施行に伴い廃止する。

日本外科学会保険診療委員会内規

(名称)

第1条 この委員会は、日本外科学会保険診療委員会（以下「委員会」という。

(適用)

第2条 委員会は、社団法人日本外科学会（以下「本会」）委員会規則（定款施行細則第4号）に定められたことのほかは、この内規によって運営する。

(目的)

第3条 委員会は、本会の保険診療報酬に関する業務を所管し、外科学の進歩に即応する保険診療報酬の適正化を図ることを目的とする。

(業務)

第4条 委員会は、前条の目的を達成するため、理事会の諮問に応じ、次の業務を行う。

- (1) 適正な手術料及びその他の保険診療報酬に関する調査と審議
- (2) 保険診療報酬の適正化に関する関連学会及び団体との協議と連携
- (3) 保険診療報酬の適正化に関する関係官庁及び団体との交渉
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な業務（構成等）

第5条 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は、委員会を代表し、委員会の業務を統括する。

3 委員長は、委員の中から、指名によって副委員長を委嘱することができる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

5 委員は、委員長とともに委員会を組織し、委員会の業務を執行する。

(招集等)

第6条 委員会は、会議の目的とする事項を示して、委員長が招集する。

2 委員会の議長は、委員長とする。

(定足数等)

第7条 委員会は、委員会構成員現在数の過半数が出席しなければ開会することができない。ただし、当該議事について文書をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

2 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 本会の役員は、委員会に出席して意見を述べることができる。

(内規の変更)

第8条 この内規は、本会定款委員会との協議及び委員会の議決を経、かつ、理事会の承認を受けて変更することができる。

附 則

1 この内規は、平成4年1月21日から施行する。

2 昭和60年6月18日から施行した社団法人日本外科学会保険診療委員会規則は、この内規の施行に伴い廃止する。

日本外科学会医学用語委員会内規

(名称)

第1条 この委員会は、日本外科学会医学用語委員会（以下「委員会」という。

(適用)

第2条 委員会は、社団法人日本外科学会（以下「本会」）委員会規則（定款施行細則第4号）に定められたことのほかは、この内規によって運営する。

(目的)

第3条 委員会は、外科学において使用される医学用語の整備及び統一に関する業務を所管し、外科学の進歩及び普及に貢献することを目的とする。

(業務)

第4条 委員会は、前条の目的を達成するため、理事会の諮問に応じ、次の業務を行う。

- (1) 外科学において使用される医学用語の収集及び調査
- (2) 外科学において使用される医学用語に関する関連学会との協議及び調整
- (3) 外科学において使用される医学用語の整備及び統一並びに周知
- (4) 外科学において使用される医学用語に関する図書の出版
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な業務（構成等）

第5条 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は、委員会を代表し、委員会の業務を統括する。

3 委員長は、委員の中から、指名によって副委員長を委嘱することができる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

5 委員は、委員長とともに委員会を組織し、委員会の業務を執行する。

(実行委員)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、実行委員を委嘱することができる。

2 実行委員は、委員長の指示のもとに、委員会の業務を分掌する。

(招集等)

第7条 委員会は、会議の目的とする事項を示して、委員長が招集する。

2 委員会の議長は、委員長とする。

(定足数等)

第8条 委員会は、委員会構成員現在数の過半数が出席しなければ開会することができない。ただし、当該議事について文書をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

2 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 本会の役員及び実行委員は、委員会に出席して意見を述べることができる。

(内規の変更)

第9条 この内規は、本会定款委員会との協議及び委員会の議決を経、かつ、理事会の承認を受けて変更することができる。

附 則

1 この内規は、平成4年1月21日から施行する。

日本外科学会財務委員会内規

(名称)

第1条 この委員会は、日本外科学会財務委員会（以下「委員会」という。

(適用)

第2条 委員会は、社団法人日本外科学会（以下「本会」）委員会規則（定款施行細則第4号）に定められたことのほかは、この内規によって運営する。

(目的)

第3条 委員会は、本会の会計及び財務に関する業務を所管し、本会の円滑な運営に資することを目的とする。

(業務)

第4条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 本会の事業計画原案及びこれに伴う収支予算原案の編成
- (2) 本会の収支決算原案の作成
- (3) 理事会及び総会の権限に属する事項を除くその他の会計及び財務に関する事項の議決及び執行
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な業務（構成等）

第5条 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は、委員会を代表し、委員会の業務を統括する。

3 委員長は、委員の中から、指名によって副委員長を委嘱することができる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

5 委員は、委員長とともに委員会を組織し、委員会の業務を執行する。

(招集等)

第6条 委員会は、会議の目的とする事項を示して、委員長が招集する。

2 委員会の議長は、委員長とする。

第7条 委員会は、委員会構成員現在数の過半数が出席しなければ開会することができない。ただし、当該議事について文書をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

2 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可不同数のときは、議長の決するところによる。

3 本会の役員は、委員会に出席して意見を述べることができる。

(内規の変更)

第8条 この内規は、本会定款委員会との協議及び委員会の議決を経、かつ、理事会の承認を受けて変更することができる。

附 則

1 この内規は、平成4年1月21日から施行する。

2 この内規は、平成19年2月27日から改正する。

日本外科学会専門医制度委員会内規

(名称)

第1条 この委員会は、日本外科学会専門医制度委員会（以下「委員会」という。

(適用)

第2条 委員会は、社団法人日本外科学会（以下「本会」）委員会規則（定款施行細則第4号）に定められたことのほかは、この内規によって運営する。

(目的)

第3条 委員会は、外科学の進歩に即応する外科医の育成と、そのために必要とせられる制度について検討を行うことを目的とする。

(業務)

第4条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 本会専門医制度の実施及び改善に関する検討
- (2) 外科学の進歩に即応する優秀な外科医の育成のために必要な制度の検討
- (3) 本会外科専門医制度規則（定款施行細則第10号）及び同施行規定に定められた業務
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な業務（構成等）

第5条 委員会は、委員長及び副委員長並びに委員をもって構成する。

2 委員長は、委員会を代表し、委員会の業務を統括する。

3 委員長は、委員の中から、指名によって副委員長を委嘱することができる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

5 委員は、委員長及び副委員長とともに委員会を組織し、委員会の業務を執行する。

(招集等)

第6条 委員会は、会議の目的とする事項を示して、委員長が招集する。

2 委員会の議長は、委員長とする。

第7条 委員会は、委員会構成員現在数の過半数が出席しなければ開会することができない。ただし、当該議事について文書をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

2 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可不同数のときは、議長の決するところによる。

3 本会の役員は、委員会に出席して意見を述べることができる。

(小委員会)

第8条 委員会に、専門医制度小委員会（以下「小委員会」）を置くことができる。

2 小委員会の委員長及び小委員会の委員は、理事会の議を経て、理事長が委嘱する。

3 小委員会は、委員長の指示のもとに、委員会の諮問に応じ、審議する。

(内規の変更)

第9条 この内規は、本会定款委員会との協議及び委員会の議決を経、かつ、理事会の承認を受けて変更することができる。

附 則

1 この内規は、平成4年1月21日から施行する。

2 昭和52年2月26日から施行した社団法人日本外科学会専門医制度委員会規則は、この内規の施行に伴い廃止する。

3 この内規は、平成7年7月4日から改正する。

4 この内規は、平成19年2月27日から改正する。

日本外科学会定款委員会内規

(名称)

第1条 この委員会は、日本外科学会定款委員会（以下「委員会」という。

(適用)

第2条 委員会は、社団法人日本外科学会（以下「本会」）委員会規則（定款施行細則第4号）に定められたことのほかは、この内規によって運営する。

(目的)

第3条 委員会は、本会の定款及び本会の定款第50条によって定められる細則並びに諸規定（以下「細則等」）の適正な運用と整備に関する業務を所管し、本会の円滑な運営に資することを目的とする。

(業務)

第4条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の事項について理事長又は理事会の諮問に応じ、若しくは建議する。

- (1) 定款及び細則等の運用と整備
- (2) 定款及び細則等の疑義
- (3) 定款の変更
- (4) 細則等の新設又は変更
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な業務（構成等）

第5条 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、委員会の業務を統括する。
- 3 委員長は、委員の中から、指名によって副委員長を委嘱することができる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 5 委員は、委員長とともに委員会を組織し、委員会の業務を執行する。

(招集等)

第6条 委員会は、会議の目的とする事項を示して、委員長が招集する。

- 2 委員会の議長は、委員長とする。

(定足数等)

第7条 委員会は、委員会構成員現在数の過半数が出席しなければ開会することができない。ただし、当該議事について文書をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

- 2 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 本会の役員は、委員会に出席して意見を述べることができる。

(内規の変更)

第8条 この内規は、委員会の議決を経、かつ、理事会の承認を受けて変更することができる。

附 則

- 1 この内規は、平成4年1月21日から施行する。
- 2 この内規は、平成12年5月25日から改正する。
- 3 この内規は、平成19年2月27日から改正する。

日本外科学会倫理委員会内規

(名称)

第1条 この委員会は、日本外科学会倫理委員会（以下「委員会」という。

(適用)

第2条 委員会は、社団法人日本外科学会（以下「本会」）委員会規則（定款施行細則第4号）に定められたことのほかは、この内規によって運営する。

(目的)

第3条 委員会は、外科学及び外科医療における倫理に関する業務を所管し、その確立によって外科学及び外科医療の進歩に貢献することを目的とする。

(業務)

第4条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の事項について理事長又は理事会の諮問に応じ、若しくは建議する。

- (1) 外科学及び外科医療における倫理に関する調査及び研究
- (2) 前号の調査及び研究に基づく外科学及び外科医療における倫理の確立に資する総合的な方策の立案と実施
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事項（構成等）

第5条 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、委員会の業務を統括する。
- 3 委員長は、委員の中から、指名によって副委員長を委嘱することができる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 5 委員は、委員長とともに委員会を組織し、委員会の業務を執行する。

(招集等)

第6条 委員会は、会議の目的とする事項を示して、委員長が招集する。

- 2 委員会の議長は、委員長とする。

(定足数等)

第7条 委員会は、委員会構成員現在数の過半数が出席しなければ開会することができない。ただし、当該議事について文書をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

- 2 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 本会の役員は、委員会に出席して意見を述べることができる。

(専門部会)

第8条 委員長は、次の各号の一に該当するときは、委員会に専門部会を設置することができる。

- (1) 理事会が議決し、又は理事長若しくは委員長が設置の必要を認めたとき。
- (2) 委員現在数の3分の1以上から設置の目的を示して請求を受けたとき。
- 2 専門部会の部会長は、委員長とする。
- 3 専門部会の部会員（以下「部会員」）は、委員長が委嘱する。
- 4 専門部会は、委員会の諮問に応じ、この内規第4条に定める業務の具体的事項に関して審議する。
- 5 委員は、委員長から求められたときは、専門部会に出席して意見を述べなければならない。
- 6 部会員は、委員長から求められたときは、委員会に出席して意見を述べなければならない。
- 7 部会員の任期は、委嘱された日に始まり、委員会の諮問した業務の具体的事項に関する審議の終了した日に終わる。
- 8 委員長は、理事会の議決を経て、専門部会に出席した部会員に費用弁済を行うことができる。

(内規の変更)

第9条 この内規は、本会定款委員会との協議及び委員

会の議決を経、かつ、理事会の承認を受けて変更することができる。

附 則

- 1 この内規は、平成13年7月4日から施行する。
- 2 この内規は、平成19年2月27日から改正する。

日本外科学会将来計画委員会内規

(名称)

第1条 この委員会は、日本外科学会将来計画委員会（以下「委員会」という。

(適用)

第2条 委員会は、社団法人日本外科学会（以下「本会」）委員会規則（定款施行細則第4号）に定められたことのほかは、この内規によって運営する。

(目的)

第3条 委員会は、本会の円滑な運営及び将来の発展に資する総合的な方策の立案を行うことを目的とする。

(業務)

第4条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の事項について理事長の諮問に応じ、又は建議する。

- (1) 本会の現状及び将来の在り方に関する調査及び研究
- (2) 前号の調査及び研究の成果に基づく本会の運営の改善並びに将来の発展に資する総合的な方策の立案
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な業務

(構成等)

第5条 委員会は、委員長及び10名以上15名以内の委員をもって構成する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、委員会の業務を統括する。
- 3 委員長は、委員の中から、指名によって副委員長を委嘱することができる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 5 委員は、委員長とともに委員会を組織し、委員会の業務を執行する。

(招集等)

第6条 委員会は、会議の目的とする事項を示して、委員長が招集する。

- 2 委員会の議長は、委員長とする。

(定足数等)

第7条 委員会は、委員会構成員現在数の過半数が出席しなければ開会することができない。ただし、当該議事について文書をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

- 2 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 本会の役員は、委員会に出席して意見を述べることができる。

(内規の変更)

第8条 この内規は、本会定款委員会との協議及び委員会の議決を経、かつ、理事会の承認を受けて変更することができる。

附 則

- 1 この内規は、平成16年11月19日から施行する。
- 2 この内規は、平成18年3月22日から改正する。
- 3 この内規は、平成19年2月27日から改正する。

日本外科学会臨床研究推進委員会内規

(名称)

第1条 この委員会は、日本外科学会臨床研究推進委員会(以下「委員会」という。

(適用)

第2条 委員会は、社団法人日本外科学会(以下「本会」)委員会規則(定款施行細則第4号)に定められたことのほかは、この内規によって運営する。

(目的)

第3条 委員会は、外科領域における適切な臨床研究を支援し、科学的根拠に基づいた外科診療の推進に資することを目的とする。

(業務)

第4条 委員会は、前条の目的を達成するため、理事会の諮問に応じ、次の業務を行う。

- (1) 外科領域における臨床研究のあり方に関する検討
- (2) 適切な臨床研究の実施に関する学会員に対する教育
- (3) 外科診療に関するガイドラインの普及
- (4) 学会員の実施する臨床研究に対する助言、指導
- (5) 外科領域の臨床研究の情報や成果の普及・啓発
- (6) 臨床研究の推進を目的とした、関連学会、行政機関及び企業等との連絡・調整
- (7) 臨床研究セミナーの計画及び運営
- (8) その他前条の目的を達成するために必要な業務(構成等)

第5条 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、委員会の業務を統括する。
- 3 委員長は、委員の中から、指名によって副委員長を委嘱することができる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 5 委員は、委員長とともに委員会を組織し、委員会の業務を執行する。

(実行委員)

第6条 委員長は、委員会の議を経て、実行委員を委嘱することができる。

- 2 委員長は、委員会の議を経て、実行委員の中から、実行委員長を委嘱することができる。
- 3 実行委員は、委員長の指示のもとに、実務に関する業務を分掌する。

(召集等)

第7条 委員会は、会議の目的とする事項を示して、委員長が招集する。

- 2 委員会の議長は、委員長とする。

(定足数等)

第8条 委員会は、委員会構成員現在数の過半数が出席しなければ開会することができない。ただし、当該議事について文書をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

- 2 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 3 本会の役員及び実行委員は、委員会に出席して意見を述べることができる。

(内規の変更)

第9条 この内規は、本会定款委員会との協議及び委員会の議決を経、かつ、理事会の承認を受けて変更することができる。

附 則

- 1 この内規は、平成19年2月27日から施行する。

日本外科学会総務委員会内規

(名称)

第1条 この委員会は、日本外科学会総務委員会(以下「委員会」という。

(適用)

第2条 委員会は、社団法人日本外科学会(以下「本会」)委員会規則(定款施行細則第4号)に定められたことのほかは、この内規によって運営する。

(目的)

第3条 委員会は、定期学術集会の円滑な運営に資することの検討、事務局管理に関する業務を所管することを目的とする。

(業務)

第4条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 定期学術集会の準備・運営に関連すること
- (2) 事務局の労務管理に関すること
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な業務(構成等)

第5条 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、委員会の業務を総括する。
- 3 委員長は、委員の中から、指名によって副委員長を委嘱することができる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 5 委員は、委員長とともに委員会を組織し、委員会の業務を執行する。

(招集等)

第6条 委員会は、会議の目的とする事項を示して、委員長が招集する。

- 2 委員会の議長は、委員長とする。

(定足数等)

第7条 委員会は、委員会構成員現在数の過半数が出席しなければ開会することができない。ただし、当該議事について文書をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

- 2 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

- 3 委員長が必要と認めた者は、委員会に出席して意見を述べることができる。

(内規の変更)

第8条 この内規は、本会定款委員会との協議及び委員会の議決を経、かつ、理事会の承認を受けて変更することができる。

附 則

- 1 この内規は、平成19年2月27日から施行する。

日本外科学会学術委員会内規

(名称)

第1条 この委員会は、日本外科学会学術委員会（以下「委員会」という。

(適用)

第2条 委員会は、社団法人日本外科学会（以下「本会」）委員会規則（定款施行細則第4号）に定められたことのほかは、この内規によって運営する。

(目的)

第3条 委員会は、本会の学術活動に関する業務を所管し、外科学の進歩及び普及に貢献することを目的とする。

(業務)

第4条 委員会は、前条の目的を達成するため、理事会の諮問に応じ、次の業務を行う。

- 1) 定期学術集会の企画内容及びあり方に関する検討
- 2) 学術的な各種データの集積や解析に関する検討
- 3) その他前条の目的を達成するために必要な業務

(構成等)

第5条 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。
2 委員長は、委員会を代表し、委員会の業務を統括する。
3 委員長は、委員の中から、指名によって副委員長を委嘱することができる。
4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
5 委員は、委員長とともに委員会を組織し、委員会の業務を執行する。

(招集等)

第6条 委員会は、会議の目的とする事項を示して、委員長が招集する。

- 2 委員会の議長は、委員長とする。

(定足数等)

第7条 委員会は、委員会構成員現在数の過半数が出席しなければ開会することができない。ただし、当該議事について文書をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

- 2 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 本会の役員は、委員会に出席して意見を述べることができる。

(内規の変更)

第8条 この内規は、本会定款委員会との協議及び委員会の議決を経、かつ、理事会の承認を受けて変更することができる。

附 則

- 1 この内規は、平成20年4月8日から施行する。

日本外科学会情報・広報委員会内規

(名称)

第1条 この委員会は、日本外科学会情報・広報委員会（以下「委員会」という。

(適用)

第2条 委員会は、社団法人日本外科学会（以下「本会」）委員会規則（定款施行細則第4号）に定められたことのほかは、この内規によって運営する。

(目的)

第3条 委員会は、本会の活動に必要な情報を適切に管理し、本会活動内容や広く外科学・外科医療に関する情報を会員および社会に広報することにより、外科学および外科医療について会員の研鑽並びに社会の理解と信頼を支援する。

(業務)

第4条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の事項について理事長又は理事会の諮問に応じ、若しくは建議する。

- 1) 必要と認められる情報の収集、適正化、開示、及び管理
- 2) 広報体制の検討
- 3) その他前条の目的を達成するために必要な業務

(構成等)

第5条 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。
2 委員長は、委員会を代表し、委員会の業務を統括する。
3 委員長は、委員の中から、指名によって副委員長を委嘱することができる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

5 委員は、委員長とともに委員会を組織し、委員会の業務を執行する。

(実行委員)

第6条 委員長は、委員会の議を経て、実行委員を委嘱することができる。

2 委員長は、委員会の議を経て、実行委員の中から、実行委員長を委嘱することができる。
3 実行委員は、委員長の指示のもとに、実務に関する業務を分掌する。

(招集)

第7条 委員会は、会議の目的とする事項を示して、委員長が招集する。

- 2 委員会の議長は、委員長とする。

(定足数等)

第8条 委員会は、委員会構成員現在数の過半数が出席しなければ開会することができない。ただし、当該議事について文書をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

2 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
3 本会の役員及び実行委員は、委員会に出席して意見を述べることができる。

(内規の変更)

第9条 この内規は、本会定款委員会との協議及び委員会の議決を経、かつ、理事会の承認を受けて変更することができる。

附 則

- 1 この内規は、平成21年1月21日から施行する。

日本外科学会市民講座委員会内規
(平成16年5月10日廃止)

日本外科学会研究助成委員会内規
(平成16年5月10日廃止)

日本外科学会総合調整特別委員会内規
(平成16年5月10日廃止)

日本外科学会広報委員会内規
(平成21年1月21日廃止)